第20号議案

加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定 に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の 2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に 対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)
- 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。
 - (1) 市長 6
 - (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
 - (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営 企業の管理者 2
 - (4) 市の職員(前2号に掲げる市の職員を除く。) 1 (委任)
- 第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定(要旨)

1 制定理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若 しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の2第3項の規定による 賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害賠償責任の 一部を免責することに関し、必要な事項を定めるものである。

2 制定内容

- (1) 市長等が市に対して負う損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な 過失がない場合は、賠償の責任を負う額から市長等が最終的に負担することとなる賠償 責任の最低額(以下「最低責任負担額」という。)を控除して得た額についてその責任を 免れることについて定めること。(第2条関係)
- (2) 最低責任負担額は、市長等の基準給与年額に次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表右欄に定める数を乗じて得た額とすること。(第2条関係)

区分	乗数
市長	6
副市長	
教育委員会の教育長又は委員	4
選挙管理委員会の委員	4
監査委員	
公平委員会の委員	
農業委員会の委員	2
固定資産評価審査委員会の委員	2
地方公営企業の管理者	
上記以外の市の職員	1

- ※基準給与年額:地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に 支給される給与(扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当を除く。)
- ※この基準は、国が政令で定める参酌基準どおりです。
- 3 施行期日 公布の日